

(対大臣・副大臣・政務官)
10月26日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
木下 智彦 議員(維新)

1問 裁判官は「報酬」、検察官は「俸給」と、言葉がなぜ違うのか。また、国家公務員の「給与」という呼び方とは、なぜ違うのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ 諸手当を除いた基本的な給与のことを、裁判官について「報酬」といい、検察官について「俸給」といっているが、その意味するところに差異はない。
- ・ 検察官については、一般の公務員の例に従って、一般職の職員の給与に関する法律における「俸給」という用語が用いられている。この「俸給」に諸手当を加えたものが「給与」という概念と理解。
- ・ 他方、裁判官については、憲法が裁判官の身分保障の一環として、裁判官は「すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない」と定めていることから、憲法と同様の「報酬」という用語が用いられているものである。

(参考1) 一般職の職員の給与に関する法律の用語等

- ・ 一般職の職員の給与に関する法律では、「給与」という用語のほか、「俸給」という用語が用いられている。
- ・ 「給与」は、諸手当を除いた基本的な給与である「俸給」(本改正法案における裁判官の「報酬」、検察官の「俸給」に対応するもの)のほか、地域手当、扶養手当、住居手当等の諸手当を含んだ概念である。
- ・ そのほか、公務員の基本的な給与は、国会議員については「歳費」、地方公務員については「給料」と呼ばれている。

(参考2) 参照条文

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（中略）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（中略）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（中略）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 （略）

○日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第七十九条 （略）

2～5 （略）

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 （略）

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

【責任者：司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
10月26日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
木下 智彦 議員(維新)

2問 「給与」と「報酬」「俸給」とで用語の違いがあるのに、なぜ、人事院の調査である一般の民間企業の給与体系を基にした比較を用いるのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 裁判官の報酬及び検察官の俸給の改定については、その職務と責任の特殊性を反映させつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスを維持するという観点から、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重する方法によることが、給与水準の改定の方法として合理的

〔前提〕

- ・ 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定は、人事院勧告を受けて行われる、一般の政府職員(注)の俸給表の改定に準じて行っているところ。

(注) 特別職給与法及び一般職給与法が適用される政府の職員を意味する。

- ・ 人事院勧告は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めることを基本として講じられるものであり、その内容は合理的であると認識。

〔結論〕

- ・ したがって、(委員御指摘のように)法令上の用語の形式的な違いはあるものの、裁判官の報酬月額及び検察



官の俸給月額の改定については、その職務と責任の特殊性を反映させつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスを維持するという観点から、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重する方法によることが、給与水準の改定の方法として合理的であると思料。

(参考) 人事院勧告の実施状況と裁判官報酬法及び検察官俸給法の各改正
一般の国家公務員については、昭和25年4月に一般職給与法が成立して以降、昭和57年を除いて人事院勧告の内容はおおむね勧告どおり実施されており、一般の国家公務員の給与改定が行われる場合は、裁判官報酬法及び検察官俸給法もこれに準じた改正が行われている。

【責任者：司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】